

# 第 1 回世田谷区農業委員会総会

日：平成29年 8 月30日（水）

場所：三軒茶屋分庁舎 4 階会議室

## 第1回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成29年8月30日（水）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田日出男、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：佐藤治雄

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航、都市計画課課長 畝目晴彦、都市計画担当係長 柿澤 顕司

午後 3 時 3 分開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまより第 1 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 それでは、議事に入ります前に、本日は佐藤治雄委員がお休みでございます。過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、山崎義清委員と佐藤満秀委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は特例として、次第 5 の協議事項になります東京都市計画生産緑地地区の変更についてから協議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の次第、協議事項(1)にあります資料No.7、東京都市計画生産緑地地区の変更についての件に関しまして、生産緑地の追加指定及び指定解除の協議、及び 6 の報告事項(1)にあります生産緑地法改正に伴う区の条例制定についての報告について、都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、後ほど触れさせていただきます世田谷区農業委員会総会会議規則第 8 条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

高橋会長 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員 2 名の出席と発言することにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 異議なしとの発言がありましたので、それでは都市計画課畝目課長より協議事項(1)東京都市計画生産緑地地区変更について及び報告事項(1)生産緑地法改正に伴う区の条例制定についての説明をお願いいたします。

畝目課長 出席と発言をお許しいただきましてありがとうございます。それでは、都市計画課長の畝目からご説明させていただきたいと思います。

(都市計画課長から説明)

ご説明は以上でございます。ありがとうございました。

高橋会長 それでは、協議事項(1)と報告事項(1)についてのご質問はございませんでしょうか。ありましたらお願いいたします。

高橋（良）委員 変更内容で追加になっているものが4つありますけれども、その中の2つは面積が小さいんですけども、これはもともと使っていたところが宅地化農地かなんかで残った部分を生産緑地に組み入れるという意味ですか。

畝目課長  $m^2$ 、 $m^2$ と2つありますが、写真でもありますように、生産緑地が1つありまして、その中の区域が面積の中に入っていなかったということでございます。それを新たに精査してつけ足したところでございます。もう1件が、生産緑地として指定されている部分が既にございまして、そこに新たに追加したところでございますので、もともとある生産緑地に追加をさせていただいたということで、面積が変わるということでございます。

高橋（良）委員 2つのうち、1つは農地として使っていたみたいなんですけれども、1つは建物かなんかを建ててそれを生産緑地に変えたということですか。

畝目課長 そうです。転用をしたということです。

高橋（良）委員 では、いよいよそういうところが出てきたんですか。

三田委員 ちょっと聞きたいのは、その  $m^2$ とかは、実際に測量するんですか。登記簿上のままにしているのか。

畝目課長 測量をさせていただいています。

三田委員 測量するんですね。測量をしないとだめなんですね。登記簿上じゃだめなんですね。

畝目課長 そうですね。4ページのところに、新旧対照表がございまして。この表の摘要欄のところの1行目に面積精査というものがあります。これは測量によって新たに面積が精査されたということで測量をさせていただいています。

高橋（良）委員 面積精査でプラスになっているというのは縄延びとか、そういう原因はある程度考えられるんですけども、マイナスになっているというのは傾斜地かなんかで、こういうふうになってマイナスという表示が出ているんですか。そういうことは分からないか。いい加減にやっていたというか。普通は縄延びでプラス側に行くんですよ。

畝目課長 私も区画整理をやっていたことがありまして、おっしゃるとおり、実際に精査したときに縄延びで広がるケースというのは多々あります。やはり、宅地化農地、生産緑地の切りかえの際に、全体か、その部分だけを測量していた場合ですとか、いろんな条件があるかと思いますが、そのときのずれといったところは生じているんじゃないかと思いますが、おっしゃるとおり、例えば傾斜地であったりとか、そういったことも

あるかもしれませんが、これはあくまでも想像であります。

高橋会長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、本案のとおり進めることを承認するという  
ことで、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 異議なしという発言がありましたので、承認することといたします。

協議事項(1)については、都市計画課の皆さんは今後の手続を進めていただきますよう、  
よろしく願いいたします。

また、報告事項(1)につきましては、今後、条例が制定されましたら、改めて情報提供い  
ただければと思います。

では、都市計画課の皆さん、本当にご苦労様でございました。ご退室いただければと思  
います。

〔都市計画課職員 退室〕

高橋会長 それでは、通常どおりの協議事項に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が3件、農地法第5条が6件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から報告させていただければと思います。お手元の資料No.1  
をご覧ください。農地法に基づく転用届出等についてでございます。

まず、こちらの農地法第4条、第5条の部分について、今月3日に行われました特別総  
会でもご説明する中で、まず根拠条文を説明させていただいた後、本題に入らせていただ  
きたいと思っております。

まず、順番が前後しますが、お手元に別に「各種法律」などを配付させていただいてお  
ります。今日、審議いただく案件等も含めての根拠が、こちらにまとめてとじられており  
ます。こちらを使いながら説明させていただければと思いますので、どうぞよろしく願  
いいたします。

それでは、まず各種法律などの3ページをお開きいただければと思います。まず、こち

らで農業委員会を開催するに当たっての根拠について簡単に触れさせていただいてから、本題となります4条、5条という部分についてあわせて説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、3ページの部分から順を追って説明させていただきます。農業委員会等に関する法律（抜粋）の中で、農業委員会で審議するに当たっての根拠部分が触れられているところでございます。主に下線部、具体的には第6条第1項第1号、農地法に定められた部分の農地の利用調整に関する事項の審議をまず行いますという部分が、ここに書いてあるところでございます。

続きまして、それに伴って世田谷区農業委員会としてどういう審議をしていくかという部分が、次の4ページ以降、世田谷区農業委員会処務規程では職責等が規定されております。後ほど、ご確認いただければと思います。

続きまして、7ページ、世田谷区農業委員会総会会議規則でございます。世田谷区農業委員会を開催するに当たっての根拠が書かれているところでございます。参考までに8ページ、冒頭、都市計画課の職員が発言する、要は関係人の出席という部分についての委員の皆様のご同意、議長の許可については、こちらの部分が根拠となっております。それ以外の部分につきましては、総会会議規則の内容について記載されているところでございますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、10ページ、世田谷区農業委員会総会会議要領でございます。今7ページで申し上げたのは規則でございますが、その規則のより細かい部分が総会会議要領で定められているところでございます。要領の中におきまして、第1号議案、第2号議案、第3号議案の取り扱いが第2条の中に定められているところでございます。第1号議案としては、農地法第3条の許可に関するものです。また、市街化区域内農地転用、第4条、第5条の議案については第2号、また、租税特別措置法にかかる証明書の交付に係る議案等については第3号議案となります。

続きまして、11ページ、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程ということで、農地法第4条、第5条の届け出について必要な事項を定めている中で、第3条に書かれておりますとおり、専決処理という取り扱いになり、専決処理した場合は直近の総会に報告する案件になると定められています。

そちらの取り扱いをもとに、これから農地法第4条、第5条についての説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、12ページをお開きいただければと思います。農地法第4条(抜粋)でございます。農地法第4条の案件につきましては土地についての権利の移転が伴わない、要は所有権の移転はせずにご自身の中で農地転用を行う場合が該当します。例えば自己の所有する畑を住宅に建てかえたり、新たに賃貸マンションや駐車場を作ったりする場合は第4条に当たります。本来であれば許可の案件ですが、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないということで、第7号、市街化区域内にある農地を政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合については、許可ではなく届け出でよいと定められてございます。

続きまして、今度は14ページをお開きいただければと思います。農地法第5条のご説明でございます。今度は所有権を移転する、賃借権を設定するまたは移転する場合などがございます。例えば農地を不動産業者にマンション建設のために売ったりとか、住宅建設のために賃貸する場合は挙げられます。農地を農地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、所有権等の権利を移転、設定する場合について、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでないということで、第5条第1項第6号になりますが、市街化区域内にある農地または採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするため、これらの権利を取得する場合ということで挙げられます。農地法第4条、第5条該当案件については市街化区域内の農地については届け出と定められていると、ご理解いただければと思います。

これに基づいて資料No.1に戻らせていただきます。

農地法第4条、第5条に関する案件をご報告いたします。

それでは、資料No.1をご覧いただければと思います。第2号議案農地法に基づく転用届出等について。

第4条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-4-5。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、受付番号29-4-6。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、1枚おめくりいただければと思います。

受付番号29-4-7。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。第5条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-16。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

受付番号29-5-17。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。受付番号29-5-18。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、受付番号29-5-19。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。受付番号29-5-20。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、受付番号29-5-21。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について質問がございましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 受付番号29-5-19と29-5-20が同じ でしたよね。これだと住宅としてはちょっと狭いので、詳しく説明をお願いします。

事務局 今、良治委員がおっしゃいました29-5-19、29-5-20は、隣地と合わせて各々住宅開発をされるということでございます。

高橋(良)委員 そっちは宅地であるということですか。

事務局 宅地でございます。

高橋会長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、質問はないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが10件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが3件、農地法第18条第6項の規定



による合意解約通知についてが1件ございます。

それでは、まず相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.2相続税納税猶予に関する適格者証明願についてのご説明でございます。まず制度の概要について先程の「各種法律」の19ページをご覧くださいと思います。

こちらは国税庁のウェブサイトに掲載されております農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例制度のご説明でございます。まず、1の特例のあらましという部分、農業を営んでいた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価格のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続を行っている場合に限り、その納税が猶予されますという、もともとのご案内があるところです。なお、その部分において猶予されるということなので、なくなるということではございません。

その部分で参考までに、その下の下線部、二重丸のところに説明しています。それが免除される場合は(1)にありますとおり、特例の適用を受けた農業相続人が死亡した場合が、猶予から免除されるという扱いになることが基本的にあるとご承知いただければと思います。なお、この部分において、その特例を受けることができる、納税猶予を受けることができるのは、世田谷区内の農地は市街化区域に該当します、市街化区域においては生産緑地に指定された農地となります。

そういう制度がある中で、21ページの下線部、3の真ん中辺のところですが、特例を受けるための手続等と記載されている中で、(1)相続税の申告手続という部分において、2段目の下線部を読ませていただきます。税務署に申告することが必要だと書かれておりますけれども、申告書には相続税の納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書類等一定の書類を添付することが必要ですと書かれています。こちらの前半に書かれています相続税納税猶予に関する適格者証明書が、今回ご審議いただく資料No.2に該当しますというところが、まず1点。

続きまして、今度は(2)納税猶予期間中の継続届出と書かれているところでございます。実際に納税猶予を受けることができました、その後の部分の案内が、この(2)に書かれているところでございます。納税猶予期間中は相続税の申告期限から3年目ごとに、引きつい

てこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項等を記載した届出書を提出することが必要ですと書かれています。こちらが、次の案件の資料No.3になります。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、こちらの記載があるのが(2)だと思っていただければと思います。農業委員会として、まずは相続税の申告手続きに関することで必要になる案件でございますので、資料No.2のご審議をお願いする次第でございます。

それでは、資料No.2に移らせていただきます。相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 それでは、報告させていただきます。

先週の8月23日水曜日、 さん立ち会いのもと、事務局の方2名とともに調査いたしました。その結果なんですけれども、被相続人が死亡する日まで農業を営んでいた状況にあるかということです。それと農業相続人及び同居の世帯員が農業経営を行っている状況であるかにつきまして、聞き取りによりまして、被相続人の さんが亡くなる日まで農業をされていたということは、現在継がれております農業相続人である さんから聞きすることができました。従いまして、きちんと経営がなされて、亡くなる日までは農業に励んでおられたということでした。

作物ですけれども、伺った際、夏野菜もちょうど終わりの時期になる訳なんですけれども、幾分トマト、キュウリが残っておりまして、さらにはワケギとかシソが栽培されておりまして、柑橘としてミカンの木が二、三本ございました。この先、秋から冬にかけてはキャベツとかブロッコリー、それとニンニクも一部作られるとのお話をお聞きしております。販売なんですけれども、近隣に固定の購入される消費者の方がいらっしゃるそうなので、季節ごとに電話連絡をとってお声がけをして販売しているということです。

肥培管理が適正かどうかということなんですけれども、農地内の入り口に、一部カーペットなどがぬかるみの防止のために敷かれておりました。その点について指摘をしましたが、その他につきましては概ね良好でありました。

簡単ではありますが、以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたら、お願いいたします。

高橋（良）委員 申告期限が切れているというのは初めてのことかなと、私は思っているんですけども、この場合というのは、税務署としては申告期限が切れてしまうと納税猶予の権利を失ってしまうということなんですか。

事務局 あくまでも申請者からの申請により、仮の証明書を農業委員会会長として発行したところですけども、基本的には10カ月に申告が必要となっている中で、これは税務署に聞いていないので、あくまでも可能性の話になるかもしれませんが、10カ月というのが基本的にあります。それを過ぎたところでの税金の取り扱いについては、10カ月は過ぎてしまっている訳ですから、その部分についての税金は発生する可能性はあるのかなと。

高橋（良）委員 仮の適格者証明を発行したということなんですけども、それは会長名ということで発行しているの、仮ということですから、それは正式なものではないということになってしまうということですか。

事務局 適格者の仮の証明書なので、ちゃんとした証明書ではないです。

高橋（良）委員 ということは、ちゃんとした証明書は今日の日付をもって……。

事務局 具体的には証明書発行日は総会の翌日になりますので、本審議で了とされた場合、8月31日付で証明書を発行します。

高橋（良）委員 そうすると、1カ月過ぎちゃうということですか。

事務局 こちらはあくまでもご本人からの申請になりますので、こちらとしては、今日、農業委員会の総会の審議で了とされた場合、明日発行しますという内容の、仮の証明書を発行したというものでございます。

高橋（良）委員 では、例えばほかのところでも1日2日前に急に気がついたという場合でも、仮の証明書は簡単に発行してくれる訳ですか。

事務局 世田谷区内でということですか。

高橋（良）委員 この農業委員会としてそういうことが認められるのかどうかというのは、みんなも知りたいんじゃないか。

事務局 今までの事務処理のことで申し上げますと、これが出たのが、確か数年前、平成26年にも1件ございました。そのときもまずは仮の証明書ということで、今回は仮ですよ。ただ、正式な審議を経た上で正式な証明書を発行しますという内容の仮の証明書を即日発行しております。なので、申請者の方は、その仮の証明書を持ってまず税務署に行く。あとは税務署とのご相談になるかと思えます。

高橋（良）委員 では、この適格者証明を受けるつもりでやっていますけれども、今忘れちゃったので、仮に発行してもらったのを渡しますということなんですか。

事務局 忘れたかどうかというのはこちらでは分かりません。

真鍋委員 仮を発行して少しでも残すというのが大事なことだし、世田谷の方針もあると思うんだけど、そういう場合は、例えば遺産協議の中でいろいろあったとかでいともまがなくて、ここまで来たけれども、結果としてこうなったと。それはやむを得ない事由と事務局も判断し、会長名で仮を発行したと、こういう形でちゃんとルールを審議して、説明をまずするべきだよ。その部分がないから、今この議論になったから。だから、区の対応としては、やむを得ない事由であると。だからまずこれをやっただと。しかも、この総会は月に1回でそれは終わっていたと。だから、翌月にいずれにしてもこれを確認して、ここに諮るんだから、仮のものを会長に出してもらったという説明を先にするべきです。その上で、今のことなら、全部つながるけれども、だから、まず、どうしてそうなのかという事由を述べて、その上で、今日の判断をここで仰ぐというふうに整理して下さい。

山崎（節）委員 今、10カ月を超えてこの仮を出すということは、それなりに法的根拠があると思うんです。ですから、その法的根拠を皆さんに説明していただければと思っております。

事務局 相続税納税猶予の証明なんですけれども、これは実は7月21日、つまり申告の期限前に出ているんです。ただ、総会が月に1回ということで、こちらの総会に間に合わないということで、便宜上やってくれという形になってございまして、申告自体は7月の申告期限前ということがあったものですから、それに対応させていただいたということでございます。

山崎（節）委員 それは法的に認められているんですか。

事務局 法的にというのが、特別措置法70条の6第1項の規定による適用を求めるということで、適格者の証明を願いますという形になってございまして、それに対応したということでございます。ですので、あくまでも日付の問題ですので、それが明らかに過ぎていけば、7月30日が8月以降の日付ということであれば、もうちょっと対応が変わったのかと思います。

山崎（節）委員 特措法にかかわる話になるんですが、特措法では仮の証明書でもいいですよということがある訳ですね。

事務局 仮の証明書でいいですよということは私どもの判断ではなくて、税務署側の判

断になりますので、私どもとしては諸証明として出していただければ、それで代用させていただきますということになりますので。

山崎（節）委員 税務署は仮でいいですよということになっている訳ですね。

事務局 そうですね。今現時点で、それで受けていただいているということになってございますので、法的には問題ないと、私どもは判断せざるを得ないということでございます。

高橋会長 この辺のお話でいかがでしょう。私としては、皆さんに賛成いただければ、証明願は、本当は出していただきたいと思うんですが、いかがですか。ほかにございますか。

真鍋委員 重ねてすみませんが、一番最初の説明でそれがあるべき。今、事務局が言われた、日付がこうだった、総会は翌月になってしまう、だからこうだった、そこからこれに入ればこんな混乱は起きていないから、以後、そのように整理して下さい。

高橋会長 ということで、賛否を問いたいと思いますが、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。10件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 1をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中（光）委員 8月21日月曜日、 さんの立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は相続人の さんと さんで行って行っていました。今は、農作物はもう余りなかったんですけれども、ピーマン、キュウリ、トマト、トウガン等の夏野

菜を栽培していました。冬は、これから大根、ブロッコリー、カリフラワー、白菜を作るということです。販売方法は、主にファーマーズマーケットに出荷しています。肥培管理は、草もほとんどなく概ね良好でした。

以上です。

高橋会長 それでは、この件について意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 御意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成でございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました森安一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

森委員 報告いたします。8月22日火曜日、 さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は、相続人の さんが行っています。農作物はトマト、ナス、キュウリ、トウモロコシ、エダマメ等の夏野菜を栽培していました。秋冬は、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、白菜、大根等を作っているとのこと。販売方法は、自宅の庭先での直売ですが、そのほかに予約販売、農協の行う即売会に出荷されているとのこと。肥培管理については、農地全体は既に耕うんされており、肥培管理は良好でした。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきまして、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成でございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明) 以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました高橋敏昭委員、調査結果の報告をお願いいたします。

高橋(敏)委員 報告します。

8月21日に、事務局2人と、 さん立ち会いで行ってまいりました。トマト、ナス、キュウリ、ピーマン、シシトウ、いろいろ夏野菜もやっけていまして、秋はブロッコリー、キャベツ、大根等を作るそうです。主に家族と親族で、前は さんの店に卸していたこともあるそうですが、大体自給とか、分けるらしいです。一さくずつですけれども、きれいに作っていました。概ね良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成でございます。それでは、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目、5件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 8月21日月曜日、相続人の さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は、相続人の さんと さん2人で行っています。

農作物は、やはり今はまだ夏野菜、ピーマン、キュウリ、ナス等あったんですが、ほとんど終わりの状態でした。でも、夏野菜は栽培していました。今後、秋冬は大根、ブロッコリー、コマツナ等を作るといことです。販売方法は、ファーマーズマーケットと、あと自宅の畑の入り口にある庭先での直売でした。肥培管理は、やや草が目立ちましたが、

さんが腰痛で草刈りができなかったが最近大分容体がよくなったので、これから秋先に向けてきれいにするといことので、それ以外は良好でした。

以上です。

高橋会長 ご意見がありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

まず、4件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようでございます。

次に、5件目についての証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようでございますので、それでは、4件目、5件目ともに証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-6をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明) 以上でございます。

高橋会長 調査された田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 同じく8月21日月曜日、相続人、さんとさん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は、相続人のさんとさん2人で行っています。農作物は、やはり夏野菜がほとんどもう終わる時期なので、オクラ、ナス、キュウリ等の夏野菜を栽培していました。今後、秋冬は、ネギ、カブ、白菜、シュンギク等を作るといことです。販売方法は、ほとんど自宅の庭先での直売でした。ブルーベリーもあるんですが、ブルーベリーは予約販売という形でやっているみたいです。肥培管理は、除草シートが敷いてありまして、敷いていないところもきれいになって、良好でした。

以上です。



高橋会長 この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようでございますので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、引き続き、調査された田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 同じく8月21日月曜日、相続人、さんとさん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は、相続人のさんとさん2人で行っています。農作物は、キュウリ、ピーマン、ナス、オクラ等の夏野菜を栽培していました。今後、秋冬はブロッコリー、カリフラワー、大根、葉物等を作る予定です。販売方法は、自宅の庭先直売だけです。肥培管理は、草もなく非常に良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、8件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-8をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました永井潔委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 報告させていただきます。

8月22日火曜日、事務局2名と私、3名で調査させていただきました。当日は さんが立ち会いました。話を伺いましたら、 さんについては、結構高齢なために、草むしりとか、軽作業をやっておりますと。重労働については後継者の さんが一生懸命やっておりますと報告を受けました。そして、現在の畑を見させていただきましたら、ナス、トマト、ゴーヤ、キュウリ、エダマメ等がまだまだ元気よく育っておりますと、そして、今後また、秋野菜というんですか、夏野菜が終わりましたら、コマツナ、ホウレンソウを重点的にやっていきたいと報告を受けました。販売方法なんですけど、自分のうちの庭先の無人店で販売しておりますと。畑の管理なんですけど、結構草も少なく、一生懸命やっておられるなという印象で帰ってまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件について、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、9件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-9をご覧くださいと思います。

第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました三田日出男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

三田委員 先日23日、事務局の方と行ってきました。相続人は さんで さんと一緒に農業経営を行っております。夏野菜がほとんどですが、今トマト、キュウリが大体終わ

ったところで、あとは、里芋、ヤツガシラ、秋野菜の大根、ネギをこれから植えるとかまくとかと言っていました。あと、重立ったのは、レモンが非常によくなっています、大変人気があるんだと言っていました。草は多少生えているんですが、この時期はしょうがないという形でお話をしてきました。あとは、販売は庭先販売がほとんどということです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようでございますので、証明書を発行することといたします。

最後に、10件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 10をご覧くださいと思います。第3号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 8月23日水曜日、相続人 さんにお会いしまして、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は さんが行っております。道路を挟んで 箇所、別々に申し上げますと、 は、栗、柿がメインで、今はあと里芋の栽培が行われておりまして、ビニールハウス 棟がございまして、現在ブロッコリーの苗が置かれまして、植えつけの準備がされておりました。 は、梅、ミカン、ザクロがメイン ザクロは本数が少ないんですけれども、あとは、幼稚園の園児が実際に植えつけなどを体験しているようなんですけれども、サツマイモがかなり栽培されておりました。両方合わせますと一通りの夏野菜が栽培されまして、冬は大根なんか結構作られているとお話でございました。販売についてなんですけれども、近くの所有地に販売所がございまして、そこで直売しているとのことでした。肥培管理なんですけれども、やはり季節柄、ちょっと雑草が一部ございましたけれども、これも秋口になれば刈られると思われれます。その他、概ね良好でございま

した。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見もないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようでございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議します。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

お手元の資料No.4、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議をお願いしたいと思います。

まず、この審議に先立ちまして、先程申し上げました「各種法律」の資料で根拠、取り扱いの部分についてご説明いたします。23ページ、生産緑地法第10条、生産緑地の所有者は、告示の日から起算して30年を経過したとき、または当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令 これは後ほど触れます施行規則のことでございます で定めるところにより、算定した割合以上に従事していた者を含む。)が死亡し、もしくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもって、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができるということでございます。要は、生産緑地の買い取り申し出につきましては、死亡もしくは農林業に従事することを不可能にさせる故障、または指定から30年経過している、この3つのいずれかに該当すれば、生産緑地の買い取り申し出をできるということが、こちらの法律の条文で書かれているところでございます。

その下の生産緑地法施行規則の抜粋、第3条は、生産緑地法第10条で申し上げました国土交通省令の定めるところにより算定した割合以上の従事をしている者を含むという部分

の説明書きです。要は、主たる従事者の要件とっていただければと思います。第3条第1項第1号、法10条 生産緑地法第10条の規定による申し出があった日に、主たる従事者が65歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間従事した数の8割であれば、同じく主たる従事者として認めることができますと。また、第2号、同じ主たる従事者が65歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に1年間従事した日数の7割であれば、主たる従事者として認められるということが定められております。

生産緑地の買い取りの申し出に基づくものとして、世田谷区で定めているのが、次の24ページの世田谷区生産緑地買取り申出等取扱要綱で、これからご審議いただきます資料No.4、主たる従事者証明の発行の方法及びその後の農業従事者へのあっせん、こちらは後ほど協議事項で報告させていただきますけれども、あっせんに向けた手続について記載されているところがございます。こちらの要綱については、後ほどご確認いただければというところで、説明は割愛させていただきます。

こちらの内容に基づきまして、資料No.4の主たる従事者の証明願のご審議をお願いいたします。

それでは、資料No.4に戻させていただきます。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてでございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 それでは、報告させていただきます。

8月23日水曜日、申請者であります さんにお会いしまして、ちょうどこの日はほかの調査も重なっておりましたので、事務局の方2名ともども調査に伺っております。

さんなんですけれども、 年 月 日に亡くなられましたが、それまでは元気に畑作業をされており、手があいている限りは、ほとんど畑に出られていたということをお聞きしまして、主たる従事者に該当すると思われまます。畑の関係で、小作関係は全くないということをお聞きしました。それと、申請地にかかわる紛争の有無なんですけれども、これにつきましてもほとんどが自宅敷地内につながった農地でございます、紛争も全くないとのことございました。

簡単ではございますが、以上報告させていただきます。

高橋会長 ありがとうございます。それでは、この件についてご意見がございましたらお願いいたします。

池亀委員 これは生産緑地法に係る主たる従事者ということなんですけれども、この日数だけを見ると、主たる従事者は さん……。それはどうなっているんですか。

事務局 さんにつきましても、先程申し上げました生産緑地法の施行規則にも記載されている中で、生産緑地法第3条で、 さんが、一番多く農業に従事しているということで主たる従事者であります。 日従事しています。その部分と合わせて さんが、一番多くやっている さんの日数の規定割合以上を行っていけば、あわせて主たる従事者として認めることができますと、生産緑地法施行規則第3条第1項第1号の条文の中に書かれているところでございます。そこで、 さんが現に主たる従事者でございまして、合わせて さんも主たる従事者として認められるということでございます。

高橋会長 亡くなった方が生前 生きていたうちに、主たる従事者でしたよということですから、亡くなる前は、中心になってやっていたのは さん。相続した さんが今は中心になってやっているということですね。

池亀委員 さんの証明という意味合いなんですね。分かりました。

高橋会長 ほかにご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようでございますので、証明書を発行することといたします。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。3件でございます。それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧くださいと思います。特定農地貸付法に基づく承認申請ということで、今回3件のご審議をお願いいたします。こちらもまた同じような形で、根拠となる資料についてから説明させていただければと思いますので、各種法律などの28ページをご覧くださいと思います。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の説明をさせていただければと思います。こちらは特定農地貸付法に基づく承認申請ということなんです。具体的には区民農園についてのご審議でございます。この区民農園というものは、区が宅地化農地を区

民農園として土地所有者から新規、継続も含めお借りする際に、根拠となる法律がこの特定農地貸付法であり、今回は新たに3件、借り受ける案件としてご審議をお願いするものでございます。なお、それに当たっての根拠となる法律の抜粋について取り扱いを説明させていただきます。

まず、第1条、この法律は、特定農地貸付けに関し、農地法等の特例を定めるものとするということで、つまり区民農園については農地法の例外であり、特別法で定められているところでございます。

第2条、この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。また、第2項、この法律において「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。第1号、政令

これは後ほど触れます法律の施行令のことでございます。で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。また、第2号、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。また、第3号、政令。この政令というのは後ほど触れます法律の施行令のことでございます。で定める期間を超えない農地の貸付けであることが定められてございます。

第5号、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。ロ、その者が地方公共団体から第1号から第3号までに掲げる要件に該当する農地の貸し付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借による権利または賃借権の設定を受けている農地であることが必要と定められているところでございます。

今度は次の29ページに移ります。第3条、特定農地貸付けの承認という部分については、事務手続のところでございますので、説明は割愛させていただければと思います。申請があった場合の審議にかかわってくる部分について説明させていただきます。29ページ、下線部の3をご覧ください。第3項、農業委員会は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとするという中で、第1号、前項。第2項のことでございます。第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

また第2号、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

また第3号、前項 これは第2項でございます 第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。

また第4号、その他政令 これは後ほど触れます法律施行令のことでございますで定める基準に適合するものであることが、その承認をするための基準であるということをごここに掲げているところでございます。

それに当たりまして、今度は30ページに移らせていただきます。今申し上げました政令の説明でございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令が政令ということでございます。その下線部を触れさせていただきます。

まず第1条、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の第2条第2項第1号の政令で定める面積は、10アール 1000㎡とするということでございます。また、第2条、法第2条第2項第3号の政令で定める期間は、5年とするということで、2つの要件が定められてございます。なお、第1条の10アール、1000㎡については、1人の人が使う区画が1000㎡未満でなければいけないということが、まず1点。また、第2条に掲げる、政令で定める期間は5年とするという部分については、1人の人が使う期間、要は土地所有者から区が借りる期間ということではなくて、区民農園を利用される方の制限する、上限の期間が5年であるということがこちらに記載されているとご理解いただければと思います。

この内容に基づきまして、資料No.5-1の本題に移らせていただきます。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。5-1の1件目から5-2の2件目、3件目まで書かれておりますので、まとめてご審議をお願いしたいと思います。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、資料No.5-2をご覧いただければと思います。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についての2件目、3件目でございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

説明は以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いします。



山崎（義）委員 貸借期間は区によって違うんですか。新規なのに1年ですね。世田谷区は6年ですよ。

事務局 この部分については、これは世田谷区と目黒区の違いだけです。それがいい悪いというのはありません。

山崎（義）委員 分かりました。

菅沼委員 確認なんですけれども、深沢4丁目の世田谷区と目黒区の区民農園なんですけれども、これは当然Aの世田谷区の方は世田谷区民だし、Bの方は目黒区民ということですよ。

事務局 おっしゃるとおりです。

菅沼委員 それともう1点は、逆に世田谷以外でも区民農園が作れるということですね。

事務局 要は、世田谷区以外に世田谷区民のための区民農園を作るということですか。それはできます。法律上可能です。

高橋（良）委員 先程の1年というのは、多分目黒区の条例で何かやっているんだらうから、これはちょっと抜きにしまして、2番目の世田谷区の方なんですけれども、これは6年となっていますけれども、条件だと5年とか、もっと短い気がしたんですけれども、この辺は何で長いのかということと、もう1つ、例えば所有者が違って、隣に開園しているところがあったとしても125㎡ぐらいのもので開園が認められてしまうということが今度、例えば生産緑地法でいったら道連れ解除みたいなものがありますよね。それと先程同じようなことを言っていましたよね。もとが閉じてしまったらこっちが運営できなくなってしまうということで、その辺をどういうふうに世田谷区として考えて、これをオーケーしたのかというのを聞きたいんですけれども。

事務局 まず1点目の期間について触れさせていただきますと、先程おっしゃった、根拠の30ページに書かれている5年については、土地の所有者との貸し借りの期間ということではなくて、実際に区民農園を使う利用者の借りる期間です。

高橋（良）委員 でも、ほかの箇所もこんなに長かったでしたか。

事務局 区民農園を利用される方については、2年周期ということで使っていただいています。これはどこの農園も同じ形で、なので、5年未満ということでオーケーでございます。

高橋（良）委員 これは借りている人ではなくて、区民農園の……。

事務局 使っている人の話です。先程10アール未満ということを申し上げましたけれど

も、これも1人の方が.....。

高橋（良）委員 1人の人間で5年も使っていいんですか。

事務局 法律上の話になるんですけども、5年可能なんです。

高橋（良）委員 でも、多くの人を使うようにはしないということですか。

事務局 10アール、1000㎡ということが書いてありますけれども、この部分についても1人の方が使う区画というところが10アール未満、要は1000㎡未満であればいいんです。世田谷区は15㎡なので、この部分については問題ない。

高橋（良）委員 そんな長くても大丈夫になっているんですか。

事務局 これはあくまでも憶測の話になりますけれども、改正前の法律では農業委員の選挙という部分についても1000㎡以上持っている方でないと選挙人対象でなかったというところがあったと思います。そこから、多分この部分の定めが来ているのかと。要は区民農園を借りている人も1000㎡以上やっているから選挙の対象になるんじゃないかということがございます。

高橋（良）委員 125㎡というものに対して、私は、持ち主が同じだと思ったからあれだったんですけども、違うという話だったので、その辺がどういうふうにちょっと解釈されてたのか。

事務局 まず、区民農園なんですけれども、大変人気がございますので、実は利用者のほかに待機者、利用を次に待っている方をかなり多く抱えてございますので、機会があれば少しでもふやしていきたいというのは区の本音でございます。それで、先程の生産緑地の話がございましたが、500㎡から300㎡を下限にしましょうということなんです。この300㎡というのは一団のという考え方がございまして、周辺を集めまして、所有者に関係なく全部集まって300以上あればいいよということで、1つに対しては100㎡を大体めどとしていくということでございますので、100㎡あればある程度運営ができる、農耕ができるだろうという流れの中で、それを集めて300あれば一団地という考え方の中で、生産緑地の指定ができますということを、今回、法で言っているんです。

高橋（良）委員 そういうことを言っているんじゃないくて、生産緑地の道連れ解除みたいなのがあった場合に、もとが解除になったら、100㎡のほうは完全にアウトじゃないですか。それでもオーケーを出したということですか。

事務局 結局のところ、本体がなくなったら、拡張した部分がなくなっちゃうということについてだと思っんですけども、まだそれは正式に決めている話ではございませんけ

れども、先程申し上げましたように、利用者をできるだけ確保しておく。待機者がかなりいらっしゃいますので、少しでも確保したいということから始まっていることとございます。ですので、今後、仮に本体と言ったら変ですけれども、大きい方がなくなったときにどうするかというのは今後の話になってくると思いますが、場合によってはそれで解除することもあり得ますということで所有者さんにはお話ししているということでございます。

高橋（良）委員 では、ほかのところでも、そういった多少でもつながって使えればオーケーを出すつもりでいるということですか。

事務局 基本的には、形状とかの問題も当然ございますけれども、農園的な形で運営をする可能性があるのであれば、世田谷区としてはぜひ広げていきたい、農地を残していきたいと考えてございますので、少しでもと考えてございます。

高橋会長 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようでございますので、証明書を発行することにいたします。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご審議をお願いしたいと思います。

まず、「各種法律」の16ページ、農地法第18条第6項、合意解約の案件となります。農地または採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令に定めることにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申し入れをし、合意による解約をし、または賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならないというところでございます。要は、ここに書かれておりますとおり、合意の解約は都道府県知事の許可が必要ですよというところでございます。ただし、次の各号、第1号から第6号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。つまり、都知事の許可を受けなくてよいと書かれているところでございます。

その中の第2号が今回の案件に該当するところでございます。第2号、合意による解約がその解約によって、農地もしくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6カ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合または

民事調停法による農事調停よって行われる場合ということが、まず要件として書かれているところでございます。

続きまして、該当となる部分が次の17ページの下線を引いてあるところで、農地法第18条第6項の規定でございます。第6項、農地または採草放牧地の賃貸借につき解約の申し入れ、合意の解約または賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項 これは今申し上げた第18条第1項でございます のただし書きの規定により同項の都知事の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令 これは農地法施行規則のことでございます で定めるところにより農業委員会にその旨を通知しなければならないと書かれてございます。つまり、第18条第6項におきましては、農地における賃貸借の合意解約が行われたところにおきましては、農業委員会にその旨を通知しなければならないと書かれてございます。

それに基づきまして18ページに移らせていただきます。これが先程申し上げた農林水産省令の農地法施行規則第68条でございます。法 農地法でございます 第18条第6項の規定による通知は、賃貸借の解約の申し入れをし、合意による解約をし、または賃貸借の更新をしない旨の通知をした日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる事項を記載した通知書でなければならないということが、こちらに書かれているところでございます。なお、その第1号から下の部分につきましては、事務手続の説明書きなので、説明は割愛をさせていただきます。

こちらに基づきまして、今回農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての審議をお願いしたいところでございます。

それでは、資料No.6に戻らせていただきます。第3号議案、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてでございます。

受付番号29-18-2。

(事務局より、通知内容などについて説明)

1枚おめくりいただきますと、今回、賃貸人、賃借人各々ご記入いただいた通知書を参考までに添付しております。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

永井委員 それでは、報告させていただきます。

8月22日火曜日、事務局2名、そして私永井の3名で、現地を調査させていただきました。

た。現地調査いたしましたところ、賃借人がなくなった以降、何も耕作していないということで、放置されており、雑草もはびこっておりました。現地調査の後、事務局と私3名で、借りている側 さんに返却の意思を確認をしてみました。 さんが亡くなったので、耕作ができないためお返ししますというお話がございました。その後、貸しておられた さん宅へ伺いまして、返却について了解されている旨を確認いたしました。以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見ありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 前期の総会で審議に上ったものもあったかと思いますが、亡くなった方が借りていて相続人が引き継いだか、畑を続けることができないので返すという経緯でしたか。

永井委員 だと思います。今まで耕作していたのは さんでしたので。 さんは、相続はしたが、 さんが亡くなられたので、畑を続けていくのが難しくなったということだと思います。

高橋会長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

受理書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 全員賛成のようでございますので、受理書を発行することといたします。

以上で農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5、協議事項に移ります。

(1)は終了していますので、(2)の平成29年10月の総会日程(案)についてを協議します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.8、平成29年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧いただければと思います。

次回の総会開催日時につきましては、9月27日水曜日午後3時から、会場はこちら、区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。10月の開催日時につきましては、10月31日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第5委員会

室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 この件につきましてご質問等ありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、10月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりと決定いたします。

次に、(3)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.9をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます

今回は1件のあっせんの依頼が来ましたものですから、こちらで協議させていただきます。本件につきましては、補足説明になりますけれども、旧法第1種の生産緑地として、平成29年8月4日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買い取り申し出はなしと結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

最後に、(4)の一般社団法人東京都農業会議『第57回企業的農業経営顕彰』の候補者の推薦についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.10をご覧くださいと思います。一般社団法人東京都農業会議『第57回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦についてでございます。

まず、本件の概要について説明させていただきます。世田谷区農業委員会の上部団体であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取り組みを推進していく中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術をもとに創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の具体的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的として、

東京都農業会議にて、この事業を設けているところでございます。

推薦基準として、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること。また、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回、推薦のあった候補者につきましては、今後の書類選考、現地調査、審査会を経て、受賞者として決定され、来年2月22日に瑞穂町で開催される第59回東京都農業委員農業者大会にて表彰される予定でございます。

推薦内容につきましては、別紙を各々3枚つけてございますので、そちらにてご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件についてご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようでしたら、この件は終了いたします。

以上で、協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)は終了しておりますので、(2)から(6)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.12をご覧くださいと思います。

今年度につきましても、リンゴのもぎとりと栗ひろいにご協力いただける農家の方々から、事業を行っていただけるということでございまして、今回ご案内する次第でございます。

まず、ふれあい農園「リンゴもぎとり」の開催についてということでございます。開園日時、料金、販売方法につきましては資料の内容をご確認いただければと思います。周知方法につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただくところでございますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、今度は、ふれあい農園「栗ひろい」の開催についてでございます。開園日時、料金、販売方法等についてはご覧のとおりでございます。周知方法につきましては、同じく9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただくところでございますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、資料No.13に移らせていただきます。一般財団法人内田農業振興会第51回農業功労者表彰候補の推薦についてでございます。

本件の概要について説明させていただきますと、こちらにつきましては、一般財団法人内田農業振興会から各農協に依頼を出されたものであり、最終的に農協及び農業委員会会長連名で推薦するものでございます。推薦基準につきましては2つございまして、農業の発展または振興に功労のあった方、また、農業後継者の育成に功労のあった方ということでございます。内容については資料をご確認いただければと思います。

続きまして、資料No.14をご覧いただければと思います。これについては内容が2件ございまして、東京都内新規就農等農地見学会のご案内及び、1枚おめくりいただきまして農業生産の法人化と農地の賃借・雇用の活用研究会のご案内でございます。資料の中身をご覧いただければお分かりいただけるかと思っておりますけれども、東京都内での農地の賃借ということの話なので、市街化調整区域、世田谷区内の農地は市街化区域内に該当するということから、世田谷区内においては案件としては該当しないところでございますけれども、今回、東京都農業会議から、農業委員の皆様にもご案内があったので、この2件について情報提供させていただきます。もし、参加をご希望される方につきましては、東京都農業会議に直接お申し込み下さいということでございます。

続きまして、今度は、資料No.15に移らせていただきます。区内地区農業委員研修会のご案内でございます。本件につきましては、今回の農業委員会総会のご案内の中でも入れさせていただき、本日こちらの場において、出欠の確認をさせていただければと思っております、こちらの資料で上げさせていただいたところでございます。内容的には改めてになりますけれども、来月、9月14日木曜日、午後1時半から、練馬区の区民・産業プラザ、ココネリホールというところで、地図につきましては、今回の農業委員会総会のご案内の方に入れさせていただいておりますので、そちらでご確認いただければと思うところでございます。なお、こちらについては区部農業委員会に関することなので、時間のご都合がつく方には、ぜひご出席をお願いします。期限が明日なものですから、この場で、欠席される方だけ挙手をお願いします。

(事務局確認)

承知しました。その他の方につきましては、変更があれば、事務局にご連絡いただければと思いますので、ぜひともご出席をよろしくお願いいたします。

続きまして、今度は資料No.16に移らせていただきます。東京都農業会議からの農地管理推進月間のご案内でございます。こちらについては、基本的に、世田谷区における農地パトロールについての東京都としての取り扱いのご説明でございますので、内容については、



後ほどご確認いただければということでございます。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

高橋会長 (2)から(6)までご質問がありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

全般的なことで、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

事務局 この後、休憩を挟みまして、農地パトロールをこれから9月以降行っていただくに当たっての事務局からのご説明の時間を設けさせていただければと思います。遅くなってしまうと恐縮でございますが、10分ほど休憩をいただいた後に、お時間をいただければと思いますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

高橋会長 それでは、とりあえず終了といたします。

終了に当たりまして、宍戸会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後5時14分閉会